

受付印
7

市民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
県民税 特別徴収
森林環境税

整理番号
1 現年度 2 新年度 3 両年度

給与所得者	フリガナ	イコマ イチロウ		新姓		(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期の場合→10月分 6月分から 9月分まで	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 10月分から 5月分まで	異動年月日 令和0西暦 7年 9月 30日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法 ※必ず下欄も記載してください	1月1日以降退職時までの給与支払額
	氏名	生駒 一郎			(ア) 特別徴収税額 (年税額) 360,000						4,000,000
住所	生年月日	1 明治 2 大正 ③ 昭和 4 平成 5 令和 0 西暦 32年 7月 21日							異動の事由 1.退職 2.転勤・転籍 3.休職 4.長欠 5.死亡 6.会社解散 7.その他 (下↓にその理由記載)	下記の番号のみ記入→ ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収(本人が納付)	控除社会保険料額 200,000
	個人番号	1 2 3 4 5 x x x 6 7 8 9									退職所得等の支払額 (支払予定額) 10,000,000 円
住所	1月1日現在	生駒市本町3-11									
住所	異動後	同上									

①特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収をする場合に記入してください。) ※新しい勤務先への連絡が必須です※

(特別徴収義務者) 新しい勤務先	所在地	〒 [] - []		特別徴収指定番号	納入書の同封	担当者 氏名 電話	新しい勤務先へは、 月割額 [] 円を [] 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済です。
	名称	[]		新規 ←新規の場合は選ぶ 7	1 必要 2 不要		
	法人番号	[]		※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認のうえ記入してください			

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定額 ((ウ)と同額) を右覧に記入	左記の一括徴収した税額は、 [] 円分(翌月10日納期)で納入します。
-------	--	-----------------------	--------------------------------------

③普通徴収の(一括徴収しない) 場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 ※異動年月日が1月1日～4月30日の場合や、海外へ転出される場合などは、原則一括徴収してください。

1. 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。	注意事項 ・この書類の提出期限は原則該当の従業員等の異動があった翌月10日までです。 ・該当の従業員の死亡退職の場合は、『相続人代表者指定届』国外に出国される場合は『納税管理人届』の提出が必要です。詳しくは市町村にお問い合わせください。
2. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため	
3. その他 ()	